

■令和2年度 第2回 北区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会

日 時：令和2年11月27日（金）午後1時半～

会 場：北区役所本館3階 大会議室

（司 会）

ただいまから、令和2年度第2回北区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会を開催させていただきます。

本日はご多用にもかかわらず、会議にご出席いただき、大変ありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます北区健康福祉課課長補佐の小嶋と申します。よろしくお願いたします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症対策により、青柳委員長は東京からのリモートでの出席となりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

最初に、本日の委員の出席状況でございますが、事前に松田副委員長、渡邊委員、佐藤環委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

本日の会議の内容につきましては、写真撮影と、後日ホームページで公表するため録音させていただきますので、ご了承くださいようお願いいたします。

開始にあたりまして、青柳委員長からごあいさつをお願いいたします。

（青柳委員長）

こんにちは。みなさん、ご無沙汰しております。私だけ東京からマスクなしで臨ませていただいて、大変申し訳ございません。

新型コロナウイルス感染症で、新潟医療福祉大学も、大変厳しく感染症対策を講じております。東京と新潟の往来をする場合には、14日間は自宅にて毎日体温管理をして、異常のないときに初めて大学に出て来てもよいというお達しになっておりまして、私は東京にもお仕事があるものですから、14日間新潟に行きっぱなしができないので、3月以降でしょうか、もう9か月になりますが、新潟には足を踏み入れられない状況で、授業は幸いにしてリモートで講義を毎週させていただいておりますので、学生さんにも最小限の犠牲で何とか対応していただいている状況でございます。そんなことで、今日もリモートで対応させていただきますので、お許しいただきたいと存じます。

この北区の地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会、コロナ禍のこうした状況の中でも、北区健康福祉課、北区社会福祉協議会の事務方のご努力によって順調に進めていた

だきまして、委員の皆さんにも各地区の座談会でご協力いただいていたということで、何とか計画書素案を取りまとめるところまでこぎつけてまいりました。今日は、改めてこの計画の素案を事務局からご報告いただいて、皆さんでご議論いただきまして、立派な案にまとめていきたいと思っておりますので、ぜひご協力のほど、よろしくお願いいたしたいと存じます。

私からのごあいさつは以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(司 会)

青柳委員長、ありがとうございました。

次に本日の会議資料の確認をさせていただきます。机上に配布いたしました資料ですが、まず会議次第、委員名簿、A3横の資料1から資料3、資料4地区別計画、資料5、43ページ基本目標4基本方針2の差し替えでございます。続きまして、事前に郵送させていただいております「(案)北区すこやか・あんしん・支えあいプラン 2021」、「北区地域福祉計画・地域福祉活動計画」現計画の冊子となります。お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、本日の会議スケジュールについて説明させていただきます。

素案は4章ありますが、事務局より章ごとに説明し、皆様からご意見をいただきます。説明は各章5分から10分程度、質疑は各10分程度を予定しております。なお、途中で換気などのために休憩をはさみながら進めさせていただきます。15時、午後3時を目途に、委員長から総括をしていただきます。その後、事務連絡などをお伝えして、終了に関しては15時15分、午後3時15分を予定しております。また、本日の会議はリモートでの会議となります。音声は青柳委員長にはっきりと届くように、ご発言の際はマイクをお使いいただくこととなります。マイクを係員がお持ちしますので、最初にお名前をおっしゃってからご発言いただくよう、お願いいたします。なお、マイクに関しては、使用するたびに消毒をしてお渡ししますので、よろしくお願いいたします。

議事に入らせていただきます。ここからの進行は青柳委員長に交代させていただきます。よろしくお願いいたします。

(青柳委員長)

早速、次第に沿って進めさせていただきたいと存じます。次期計画案第1章につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

(健康福祉課長)

北区健康福祉課、川崎でございます。本日は素案につきまして説明させていただきます。皆様方からたくさんご意見をちょうだいしたいと思っております。どうぞよろしくお

願いたします。

恐れ入りますが、先にお配りしておりました素案の目次のページを開いていただきたいと思ひます。2ページ、3ページめくりますと目次が出てくると思ひます。目次をご覧いただきながらお聞きいただきたいと思ひます。

目次には、第1章「計画の概要」、第2章「現状と課題」、第3章「北区全体計画」、第4章「地区別計画」とあります。計画の冊子は、この第1章から第4章まで、ご覧いただいているような章立てで作成いたします。第4章から後ろには、資料編ということで各種データの掲載を予定しております。章立てを皆様方から確認いただきました。ありがとうございます。

本日は第1章から第4章まで説明させていただきまして、委員の皆様からご意見をいただきたいと思ひますので、どうぞよろしく願ひいたします。お手数でございますが、改めまして、本日お配りいたしました資料1をご覧いただきたいと思ひます。横長の表となっております。

資料1の1、計画の策定と背景と趣旨でございます。今日、少子高齢化が進行し、一人暮らし高齢者の増加、核家族化の進行に加えて、地域社会での人間関係の希薄化などによる高齢者の孤独死、地域社会からの孤立、子育ての不安、家庭内暴力や虐待、ひきこもり、自殺など、さまざまな社会問題が生じている中、だれもが住み慣れた地域で自分らしく充実した生活を安心して送ることができる地域共生社会の実現が求められています。前計画では、区民や地域、区役所、区社会福祉協議会など、役割分担をしながら連携し、住み慣れた地域でいつまでも安心して健康で暮らせる北区を目指し、地域福祉の推進に取り組んできました。次期計画の見直しにあたり、地域福祉をより一層推進し、地域共生社会を実現するため、区民や自治会・町内会、コミュニティ協議会、ボランティア団体や福祉事業所などとともに関係、協働し、さらに支え合いのしくみづくりを進めるため、「北区すこやか・あんしん・支えあいプラン」を作成するものです。

次に2、前計画の振り返りです。前計画の進行管理、評価は、北区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会で行ってきました。前計画に掲げた取組み事業等を継続して取り組みながら、前回、策定時には課題として出ていなかった孤独死や孤立死の問題、地域包括ケアシステムの構築などの新たな課題や取組み事業を盛り込み、毎年更新し、推進委員会で検証を行ってきました。地区別計画は、8地区のコミュニティ協議会ごとに開催する地域福祉座談会やコミュニティ委員会、役員会で進捗状況や地域の課題の把握と検証を実施しています。

次に3、位置づけです。地域福祉計画は社会福祉法第107条第1項に基づき、また、地

域福祉活動計画は社会福祉法第 109 条第 2 項の趣旨に基づき、それぞれ区役所と社会福祉協議会と地域とで、地域の福祉の推進を目的に一体的に策定され、互いに補完、補強しあう関係にあります。にいがた未来ビジョンや新潟市地域福祉計画、新潟市社会福祉協議会の総合計画を上位計画とし、健康福祉分野を具体化した計画となります。また、地域福祉計画は、各福祉分野に共通する理念や方針を明らかにする福祉分野の上位計画とされ、計画の策定が義務づけられています。次期「北区すこやか・あんしん・支えあいプラン 2021」を、区役所と社会福祉協議会の呼びかけにより、各地区で座談会を開催し、地域の課題や取組み方針を検討していただき、一体的に策定しています。

次に計画の期間です。計画の期間は、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間となります。

次に 5、国の動向（1）現計画策定後の国の動きです。ご覧いただいております法律の改正、施行を受けまして、市町村の支援体制の整備や責務、義務が明確化されております。詳細は第 2 章で説明させていただきますが、新たな計画では、生活困窮者自立支援制度、成年後見制度、再犯防止等の推進や、地域共生社会の実現のため、包括的な支援体制の構築に関する取組みが掲げられています。

次に（2）SDGs との関係です。SDGs は、平成 28 年から令和 12 年まで、持続可能な開発目標として、すべての国がその実現に向けて目指すべき国際目標として、平成 27 年に国連で採択されました。この SDGs は、貧困撲滅や不平等の解消など、17 の目標が、だれ一人取り残さない持続可能な多様性と包摂性のある社会の実現という基本理念が地域共生社会の考え方と一致することから、市の計画も区の計画も、この SDGs の視点を踏まえたものとしします。

次に新潟市地域福祉計画の基本理念・目標です。ご覧いただいておりますように、新潟市で暮らす人、子どもからお年寄りまで、障がいのある人もない人も、だれもがつながり、支えあうことで、個人の尊厳と多様性を尊重し、自分らしく地域で暮らし、だれもが役割を持って活躍できる「福祉の都市（まち）『にいがた』」を地域住民、地域団体、行政、関係機関を含む「みんな」の力で創造していくという考え方を基本理念・目標にしています。また、それぞれの具体的な取組みは、ご覧いただいております、地域共生社会の実現、包括的支援体制の構築、地域共生社会の実現のための施策及び体系として具体的な施策が四つ掲げられております。

第 1 章の説明は以上となります。よろしくお願いたします。

（青柳委員長）

ありがとうございました。第 1 章につきまして、何かご質問やご意見がありましたら、

ご遠慮なくご発言をお願いいたしたいと存じます。

国の目標であったり、市の上位計画に基づいての計画であるという性格づけですので、それ自体について何か意見を改めて言うということもないのかもしれませんが。ただ、我々が北区の中で進めていく仕事、方向性という点に関して、上位計画がどうなっているかということでもしご質問があるようであれば、この際、明らかにしておきたいと思います。いかがでしょうか。

SDGsなどは、最近テレビなどでもずいぶん喧伝しているようでありまして、私もあまり、最近まで、詳しく中身について勉強することもなかったのですけれども、SDGsも、やはり進めていこうということは、一つには、我々のやっていることが国連という国際機関のテーマでもあるという意味では、グローバルにつながっているのだということの認識でもあると思いますし、それと同時に、これが2030年までの長期計画であるということを考えれば、現在の我々だけではなくて、少なくとも10年後の、今後、北区に住む住民のみんなにとっての問題でもあるという時間的な広がりという意味でも、このSDGsということがちゃんと書かれているということの認識は、この計画を地域の中、地区の中で広めていくときに、併せて皆さんにもぜひ喧伝をしていただきたいポイントではないかと思えます。

いかがでしょうか。

もう一つ、余計なことを申し上げるようなのですけれども、今回の計画がこれまでと違う点というのは、先ほど課長からもご説明がありましたけれども、この地域福祉計画そのものが、従来は、やるのであれば大いにやってくださいというくらい柔らかな規定であったのですけれども、実は平成30年の法律改正によって努力義務に法律上の位置づけが変わりました。したがって、法律上の義務規定ではないので、やらなければではどうなのか、国が補助金を出してくれないとか、何かペナルティがあるということはないのですけれども、従来よりは、やるということについての要請が強くなっている、法律上の要請が強くなっているという意味で、第1回目の計画という点では、やはり少し心してかからなければいけない。やはりそれ自体が非常に包括的な計画として法律上の位置づけも変わっているという点も、この新規計画、次の計画において意識をしなければいけない点ではないかと思っています。その点も、何かもし疑問があるようであればご遠慮なくおっしゃっていただきたいと思います。もし、今なくても、あとでまた疑問があるようであれば、全体のまとめの際にでも、あるいは気がついたときで結構ですから何かご意見をいただきたいということで、よろしければ先に進めさせていただきたいと思います。

第2章について、ご説明を事務局からお願いいたします。

(健康福祉課長)

第2章の説明をさせていただきます。資料2をお開きいただきたいと思います。

まず1、北区の概要です。平成17年に新潟市と旧豊栄市を含む13市町村の合併が行われ、平成19年に政令指定都市となり、新潟市北区となりました。北区は、阿賀野川と日本海、内陸には福島潟もあり、水辺空間を中心とした豊かな自然に恵まれた田園地帯です。人口は減少しつつも世帯数は増加し、15歳未満の年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は減少しながらも、65歳以上の高齢化率は31.1パーセントと、6年前と比較して5.7ポイント高くなっており、高齢化が進んでいる現状です。

次に2、北区の現状と特性です。地域コミュニティ協議会は区内全域で8地区結成されており、地域福祉推進の取組みや防犯防災、環境美化、青少年の健全育成など、各地区とも活発に取り組んでいます。地区社会福祉協議会も8か所設置され、コミュニティ協議会とともに一体化した活動を実施しています。

次に3、現状と課題です。

まず(1)地域福祉です。平成30年4月に社会福祉法の一部が改正され、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉計画は障がい者や高齢者、児童福祉など、各福祉分野に共通する理念や方針を明らかにする福祉分野の上位計画とされ、計画の策定が努力義務化されました。また、市町村は、地域住民や地域の生活課題解決の支援を行う関係機関などが、地域福祉の推進のため、相互の協力が円滑に行われるよう、包括的な支援体制を整備するよう努めることとされました。さらに、地域住民が事業所などと連携協力して地域福祉の推進に努める主体として位置づけられ、関係機関などと連携し、課題の解決を図るよう取り組むものとされました。個人や地域が抱える問題は多岐にわたり、複雑化しています。地域住民や地域の多様な主体が課題解決のための活動に参画し、世代や制度、分野を超えてつながり、一人一人の暮らしと生きがい、役割をもって活躍できる地域共生社会の実現に向けて取り組んでいくことが求められています。

次に(2)成年後見制度です。平成28年5月に成年後見制度利用促進法の施行を受け、翌年、制度の利用促進計画が策定されました。この計画を踏まえて、認知症や障がいなどにより、判断能力が不十分で必要なことを主張したり選択することが難しい人が成年後見制度を利用することにより、尊厳を持ってその人らしい生活を継続できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や、日常的に支援が必要な人を見守る仕組みを整備し、ネットワーク全体でそれぞれ役割分担しながら連携し、支援を推進していきます。

次に(3)高齢福祉です。高齢化が進展していますが、北区においても確実に高齢化が進み、伸び率は8区の中で一番となっています。超高齢社会に対応するため、住まい、医

療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化と推進に努めています。高齢者の総合的な相談窓口として、日常生活圏域3圏域に地域包括支援センターが設置され、医療や介護などの専門職が、介護保険サービスの利用方法や介護予防に関すること、また、高齢者の権利を守る成年後見制度や虐待など、高齢者の生活を支援するため、相談に応じています。また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、住民組織、NPO法人など、多様な事業主体を中心に、医療、介護の連携とネットワークの形成の仕組みづくりに取り組んでいます。

北区では、高齢者が病気を抱えても自宅などの住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、在宅医療と介護の支え合いネットワーク「ござれやネット」が活躍しています。この「ござれやネット」は、医療、福祉の多職種との連携、協働を図り、病院からの退院後も、だれもが在宅で暮らせる環境づくりと、在宅医療、福祉の連携体制を推進することを目的に、研修会などを開催しています。また、医療、介護関係者の相談窓口として、在宅医療・介護連携ステーション北が豊栄病院内に開設され、医療や介護関係者向けに情報共有の支援や提供を実施しています。また、住民同士の支え合いのしくみづくりを推進するため、区全体に一層、日常生活圏域ごとに二層の支え合いのしくみづくり会議を設置し、支え合いのしくみづくり推進員を中心に、各地域の課題を把握し、足りない支援、サービスについて検討しています。地域包括ケア推進の拠点として設置されましたモデルハウス「松浜こらぼ家」は、常設型地域の茶の間の運営や生活支援、介護予防の活動を行っています。また、地域住民などのボランティア団体、日常のちょっとした困りごとを手助けする助け合いの支援を行う団体が、北区では4団体が活動を行っています。この住民主体の支援事業の周知を図るとともに、新たに取る団体の支援をするため、地域の実情に応じて「助け合いの学校」を開講し、生活支援の担い手の育成と支援に取り組んでいます。地域住民の助け合いの意識醸成を図りながら、地域の実情に応じた多くの主体が参画し、活動が進められるよう取り組んでいきます。今後もさらに地域包括ケアシステムを進めるため、高齢者福祉だけでなく、広く地域の保健医療と福祉分野にも適用しながら、地域共生社会の実現に取り組んでいきます。

次に（４）障がい福祉です。身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳など、手帳の所持者は年々増加しており、高齢化も進んでいます。障がいがある人が住み慣れた地域や家庭で快適に生活できるよう、地域における本人、家族への支援体制や多様化するニーズに対応したサービスの充実が必要となってきます。市では、障がいの有無にかかわらず、普通に暮らせる地域社会の実現を目的に、関係機関が連携、一体となって障がいのある人の支援を協議するための障がい者地域自立支援協議会を設置しています。ま

た、総合的、専門的な相談支援を受けるための機関として、障がい者基幹相談支援センターや、夜間でも休日でも相談を受け付ける「らいとほうす」、また、社会福祉協議会が主体となって、病気を抱えている人や障がいのある人などの社会参加を支援することを目的に開催しているボランティアカフェの設置など、相談窓口の設置や活動の場の提供をとおして、障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で快適に生活できる支援体制や、多様化するニーズに対応したサービスの充実に取り組んでいきます。

次に（５）子育て支援です。少子高齢化や共働き家庭の増加など、子どもや子育て家庭をめぐる環境は大きく変化し、児童虐待や社会的擁護、仕事と子育ての両立など依然として大きな課題となっています。また、深刻化する子どもの貧困やいじめ、若者の自立支援などの取組みも求められています。就学前の児童の減少が進む中で、一方で働き方や就業形態の多様化に対応し、低年齢からの保育や子育て家庭の不安や負担軽減のため、多様な保育ニーズに応えています。また、市内すべての保育園を対象に、適正配置を進めるため、平成30年10月に新潟市立保育園配置計画が策定されました。北区においても施設の老朽化が進んでおり、対応時期や方針について個別に検討し、調整が必要となります。児童館、児童センターについては、児童の健全育成のため、遊びやものづくり、親子でのレクリエーションなど、多様な活動をつうじた体験の場を提供するほか、保護者同士の交流や、情報交換のための居場所としての活用も図られています。

北区では、児童館と児童センターが併せて4施設あり、恵まれた環境にありますが、一部地域に集中しているなど、施設配置のバランスに偏りがあります。児童館では、多くの児童が利用できるよう出前児童館を実施していますが、今後もより活動の範囲を広げ、児童館のない地域の子どもたちからも利用していただけるよう、取り組んでいきます。児童虐待相談件数は全市的にも増加傾向にあり、北区においても同様の傾向が見られます。関係機関等と連携し、児童虐待の防止や早期発見のため、新潟市北区要保護児童対策地域協議会において取り組んでいます。今後も地域の民生委員児童委員が関係課、関係機関等と連携しながら、児童の虐待防止と早期発見に努めていきます。また、令和4年に地域の子ども家庭の相談に対する支援をより充実した体制とするため、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて準備を進めています。また、北区健康福祉課では、特色ある区づくり事業の取組みをとおして、市民向け、支援者向けの子育て支援講座や、親子で楽しめる子育て応援イベントの開催、北区子育て情報誌の発行など、今後も地元の対策や地域と連携、協力して子育て支援に取り組んでいきます。

次に（６）健康づくりです。北区では、心不全、脳梗塞、脳内出血、胃がんで死亡する人の割合が高い傾向にあります。また、特定健診の受診率は33.8パーセント、各種がん

検診の子宮頸がんの受診率は 16 パーセントで、8 区中最下位となっています。北区の病気の傾向や特定健診の受診率、また、その結果から、血圧の高い人の割合が市内で一番多く、血圧、血糖、脂質の 3 項目すべて高い人の割合が多い状況から、予防するための減塩、運動など、生活習慣の改善が重要となります。健康増進普及講習会など、各種教室、講座を開催し、予防に取り組んでいきます。また、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠子育てホットステーションや地域保健福祉センターにおいて、妊娠子育てプランを活用し、支援情報を確実に伝えながら、妊娠期からの切れ目のない子育て支援を行っていきます。さらに進行する高齢化に向けて、健康寿命の延伸、北区内医師会 15 班の協力をいただきながら認知症の早期発見、早期治療につなげる「もの忘れ検診」の実施や「フレイルチェック」の実施など、事業の実施をとおして、介護予防や認知症予防に取り組み、地域でさらに浸透するよう、啓発や予防講座の実施に取り組んでいきます。

次に（7）生活困窮・生活保護です。生活保護の状況としては、平成 21 年秋以降の景気の悪化、雇用情勢の悪化により、派遣切りや疾病、親族からの援助の打ち切りなど、生活保護の新規申請が増加しています。令和 2 年 3 月末現在における北福祉事務所管内の保護の状況は、被保護世帯 737 世帯、被保護人員 1,030 人、保護率約 14 パーセントなどと、昨年と比較してほぼ横ばいとなっています。北区の世帯の特徴としては、高齢者世帯が約半数を占め、増加傾向にあり、また、母子世帯は減少傾向にあります。高齢者世帯の増加に伴って、生活保護費全体に占める医療扶助の割合が若干増加しています。医療扶助の適正化とともに、健康管理の支援にも取り組んでいきます。また、生活保護受給者の自立を進めるため、相談員を配置して相談に応じ、必要な情報提供や助言を行い、自立促進を図っています。

生活困窮者の状況としては、相談件数は減少傾向にありますが、相談内容が多岐にわたるとともに複雑化しており、関係機関とも連携し、支援を進めています。新型コロナウイルス感染症による影響は、現在のところ顕著に見られませんが、生活困窮者の支援制度として住居確保給付金の申請が全市的に増加しており、今後も状況を注視しながら支援を継続していきます。

次に（8）再犯防止です。平成 28 年 12 月に再犯防止推進法が施行され、翌年に再犯防止推進計画が策定されました。この計画を踏まえ、犯罪をした者が孤立せず、社会を構成する一員となり、再び罪を犯すことなく、だれもが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、就労や住居の確保、保険医療・福祉サービスの利用の促進など、多くの分野に関連した取組みを進めることが求められています。それぞれの取組み事業については、それぞれの分野別計画などに掲げ、進捗管理されますが、北区では、北区「社会を明るくする運

動」推進委員会の運営について、保護司や保護司会、地域の方々とともに取り組んでまいります。社会を明るくする運動推進委員会は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深めるため、区だよりやホームページなどで啓発、広報をし、自治会・町内会や各コミュニティ協議会など関係団体との防犯懇談会や情報交換会などに取り組んでいます。地域の中で、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を作る運動をとおして、罪を犯した人が孤立せず、社会を構成する一員となり、再び罪を犯すことのない、だれもが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、取り組んでいきます。

第2章は以上となります。

(青柳委員長)

ありがとうございました。第2章は多岐にわたる記述になっているのだらうと思います。今、課長からご説明いただいた点について、どこからでも結構ですから、ご質問なりをいただければと思います。

委員からご発言がなければ、ご指名させていただいてよろしいでしょうか。

佐藤勝浩委員、介護支援専門員として現場でも大変ご活躍されていると思うのですが、そのお立場から見て、例えばこの北区の現場の状況について何か補足いただけることがあれば、どのようなことでも結構ですからお願いできますでしょうか。

(佐藤委員)

ご指名ありがとうございます。北愛宕の園ケアマネージャーの佐藤勝浩です。

高齢者福祉のところで、先ほど課長から「ござれやネット」の紹介を受けました。ほぼ毎回出席させてもらってしまして、東区の方とか中央区の方たちも来られる中で、北区は医療と介護の連携がけっこう進んでいるねというようなお話がよく聞かれます。顔の見える関係づくりということで、いろいろなテーマの中でお話しているのですけれども、いろいろ相談しやすくなってきたと、そのように感じています。

(青柳委員長)

ありがとうございます。ただいまのお話、実は大変重要なポイントをご指南いただいたと思います。先ほど課長からもお話があった地域包括ケアシステムの構築というのは、オールジャパンでみんな一生懸命やっているところなのですが、その中で一番苦労しているのが、実は医療と介護の連携の部分なのです。特に、在宅医療の分野がきちんと結びついていくかどうかというところで、だいたいみんな頭を悩ませているところが多いのです。私も今年の秋でしょうか、初めて「ござれやネット」の活躍状況のお話を聞いて、ああ、これは大変に地域包括ケアシステムの構築という面では進んでいるという認識を持たせて

いただきましたので、そういう意味では、北区の取組みが、新潟市全体あるいは新潟県全体にうまく広まっていくといいなという気持ちを、私も抱いております。どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。指名をしてしまうと失礼かもしないと思って遠慮しているのですが、小川委員いかがでしょうか。児童の分野について、何か補足なりいただけることがあればと思うのですが、お願いできますでしょうか。

(小川委員)

ありがとうございます。三ツ森児童館の館長の小川と申します。よろしくお願いたします。子育て支援の中で、児童福祉施設として運営をいたしております。

先ほど課長がおっしゃられたとおり、旧豊栄地域に4館あるということで、子どもの居場所、子どもにかかわる大人の居場所、遊びの提供を受けられるということで、とても恵まれています。ただ、課長もおっしゃったように地域差がありまして、北地域などは児童館・児童センターがないということで、出前児童館の取組み、児童館の職員が小学校の放課後クラブに出向いて遊びの提供を行い、児童の健全育成を行えるように取組みをしております。今までも取り組んできましたけれども、児童館・児童センターのない地域にも、もっともっと広げる取組みを計画しておりますし、新型コロナウイルス感染症で出前をするという、小学校の放課後クラブも中止されているような学校もありますので、来年度はぜひ、落ち着いたあとやれたらいいかと考えております。

それから、子育て支援の中で、子どもの貧困というところで(5)子育て支援のところなのですが、新型コロナウイルス感染症の状況において、子ども食堂がいくつか作られたと思うのですが、今の状態はどのような対応をされているのか、少し気になりました。

(青柳委員長)

子ども食堂について、事務局から何かお答えいただけることはありますでしょうか。

(健康福祉課長)

子ども食堂の状況ということなのですが、北区内では4か所やっております。まんまる食堂、嘉山でございます。早通健康福祉会館ではひまわり食堂。「なのはな」、これも豊栄地域の白新町で行われています。あとは松浜子ども食堂の「はびまる」というところ、この4か所があるのですが、昨日、たまたま早通健康福祉会館の子ども食堂を運営している方のお話を少し聞かせていただいたのですが、やはり新型コロナウイルス感染症の影響で、今回実施するのは我慢するというか、遠慮するというお話がありました。状況としては、どこも、このコロナ禍におきまして思うように運営・活動ができないとい

う、もどかしい声が届いております。

(青柳委員長)

ありがとうございました。全国的にも子ども食堂の話がずいぶんテーマになっていて、地域は忘れてしまったのですけれども、これだけ新型コロナウイルス感染症で外食産業が非常に低迷している中で食材が余る、それをうまく消費するということからめながら、従来はあまり関心を持っていなかった企業の方が子ども食堂に力を入れて協力しているというニュースが出ていたようです。感染しないようにという最大限の配慮はしなければいけないと思いますけれども、まさに、この時期だからこそ気がついたこととか、できることがまだまだあるのではないかということ、そういうニュースを耳にしながら、私も考えたところであります。

引き続き、何か取り組めることがあればお願いしたいと思います。

上村委員、お願いいたします。

(上村委員)

上村です。早通管内です。よろしくお願いいたします。

今、子ども食堂ということで、早通のひまわり食堂、残念ながら、今回 11 月にやる予定でしたのですけれども、ぎりぎりになって、これだけ出てきましたので、結局は中止にせざるを得なかったのです。医療の側から、検討してほしいということで要請がありまして、その中で、激論、いろいろな議論をして、準備もしてきましたが、残念ながら、今それをやることによるマイナス面、あるいはかかってしまうのではという不安もありましたので、子どもたちもなかなか来てくれないのではないかとすることがありまして、中止することになって残念に思っています。その点を報告させていただきます。

もう一つ。質問なのですけれども、25 ページです。北区における生活保護世帯タイプの推移ということで、その中で、傷病が平成 22 年は 183 世帯あったと思うのですけれども、それが令和元年は 60 世帯になっているということです。この下がり具合、一時は 203 世帯までいったのですけれども、この下がり具合をどのように見ておられるのかと思ひまして、質問したいと思います。

(青柳委員長)

事務局から何かご説明いただけますか。

(保護第 1 係長)

健康福祉課保護第 1 係の窪田と申します。今ほどの質問について回答させていただきます。

今委員がおっしゃられた黄色の傷病の部分が下がっているということですが、今

まで傷病世帯ということで区分されていた方も、65歳を超えますと、今度は高齢者世帯と区分が変わりますので、その部分で傷病が減っています。その分、高齢者世帯が増えるというような形でグラフを読み取っていただければと思います。

(青柳委員長)

今のご説明ですと、高齢加算か何かがつくようになるのでしょうか。自動的に分類上は高齢世帯に切り替えているのでしょうか。

(健康福祉課)

加算はないのですけれども、65歳以上の世帯ということで高齢区分になります。

(青柳委員長)

65歳、年齢で切っているということですね。

(保護第1係長)

そうです。

(青柳委員長)

分かりました。上村委員、今のご説明でよろしいでしょうか。

(上村委員)

はい、分かりました。了解です。

(青柳委員長)

ありがとうございました。ほかに、この章について何かございますか。具体的な施策の話でもあるので、関心の点もいろいろあるかと思えます。私から勝手に現場で対応されている方を中心にお尋ねさせていただきました。

また引き続き、この分野についても、後ほど何かお気づきの点があればご意見をいただくこととして、先に進めさせていただきたいと存じます。

次に次期計画案第3章について、事務局からご説明をお願いいたします。

(健康福祉課長)

第3章「北区全体計画」でございます。大変お手数でございますが、本編の30ページをお開きいただきたいと思います。

本編の30ページ、31ページには、北区の基本理念、基本目標が掲げられてございます。こちらにつきましては、昨年度と今年度第1回目にわたりまして皆様方からご検討いただいたものとなります。

ここの目標3をご覧いただきたいと思います。本日欠席されております松田副委員長から、この「だれもが活躍し、元気と活力にあふれた地域づくり」のこの「元気と活力」の部分について、北区の高齢化の現状から、高齢者に元気と活力を求めることが地域の福祉

を推進するにあたって望ましい目指す姿なのかという意見がございました。元気と活力を求めて目指すということではなくて、高齢者でも障がいのある人も、だれもが自分の住むまちで、地域において、その人なりの活躍をし、助け合いを行うという意欲、その意欲をそれぞれの方から持っていただくことが重要なのではないかということから、「元気と活力にあふれた地域づくり」という部分を「意欲にあふれた地域づくり」としてはどうかといった意見をいただいております。

実を言いますと、この推進委員会の前に青柳委員長と副委員長と私ども区と社会福祉協議会、事務局で検討させていただいたところ、この目標3の「だれもが活躍し、意欲にあふれる地域づくり」とすることで、違和感なくとらえられることから、事務局としてはよいのではないかという意見でまとまったところではございますが、皆様方、いかがでしょうか。また、目標1の説明のところの下から3行目でございます。後段の部分で「高齢者や小さなお子様」という表記を事務局でさせていただいておりましたが、「高齢者や児童」とさせていただくということで、こちらについても皆様方からご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(青柳委員長)

直したところについて、まずやりましょうか。

今ほど課長からお話のあったように、松田副委員長を交えた席で、やはり読んでいてバランスとか、実際に北区の地域の実情にそぐわないのではないかというところは直したほうがいいのではないかという観点から、一つはバランスからいったときに高齢者、障がい者といったときに「小さなお子様」というのは何となくバランスがよくないのではないかということで「児童」という、法律用語でいえばそういう並びになるのかなということで、したほうがいいのではないかということが一つ。

それから、課長からもご説明のあった「元気と活力」という点、元気と活力にあふれるということ自身は別に変な言葉でも何でもないと思います。ただし、先ほど第2章のご説明にもあったように、高齢化が非常に進んでいる状況の中で、高齢者に「元気でいろ」、「活力にあふれていろ」というような押しつけがましさが何となく気に障る、気にかかる。ただ、高齢者にも活躍していただく必要は当然あるわけなので、その意味で言えば、「元気と活力」を「意欲」と、それぞれの与えられた環境の中で頑張ろうねというような気持ちを込めて、「意欲にあふれる地域づくり」ということではどうだろうかというところが、その話し合いでの経緯でありました。

それも含めて、3章を全部説明したところで、今の言葉に違和感があるかないかということのを改めて伺うことにしてはいかがでしょうか。

(健康福祉課長)

承知いたしました。ありがとうございます。後ほど皆様方からご意見を伺いたいと思います。

恐れ入りますが、第3章の説明をさせていただきたいと思います。お手数でも、本日も配りいたしました資料3をご覧くださいと思います。

資料3には、それぞれの目標、基本方針に沿って、区役所、区社会福祉協議会、地域、区民一人一人ということで、主な取組事業を掲載させていただきました。地域の福祉の推進は、行政だけでは実現できません。地域の皆さんや区民一人一人が、それぞれ役割と意欲を持って取り組んでいただくことで実現できるものだと考えております。今後、取組みの指標を基に検証を行っていくこととなります。

本日はこの具体的な取組事業の詳細についての説明は割愛させていただきますが、恐れ入ります、この4の表の下段を見ていただきたいと思います。計画推進ということでございます。こちらにつきましては、地域福祉計画は北区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会の場で、また、地域福祉活動計画は地域住民が参加する地域福祉座談会やコミュニティ委員会・役員会におきまして進行管理や取組事業にかかる評価を毎年行っていきます。この地域福祉計画がより実効性のあるものとするため、各地域の活動計画に関しましては、住民が主体的に地域の課題を把握し、解決に向けて取り組んでいただけるよう、各8コミュニティ協議会で地域福祉座談会を開催しました。座談会では、支え合いのしくみづくり会議の協議内容も共有しながら、一昨年は地域の課題と現状の抽出、昨年は課題解決のための目指す姿について、今年度は具体的な取組みの方向性について検討していただきました。さらにこの具体的な取組みを実際に各コミュニティ協議会の活動につなげていただき、毎年実施する座談会の場において検証しながら、新たな課題についても検討し、取組みを実施していただけるよう、社会福祉協議会、区と連携して取り組んできました。地域の方々が主体的に積極的に意欲を持って地域福祉の推進に取り組んでいることが、北区の計画の一番の特色であると事務局は考えております。さらに、地元の大学や医師会、福祉事業所など、関係機関と円滑に連携することで、より一層地域福祉の推進を進めていきたいと考えております。

第3章の説明は以上となります。

(青柳委員長)

ありがとうございました。第3章は、基本理念から基本目標、地区別計画と並んで、言わばこの計画の胆ともなるべき部分となってくるかと思っております。

これについては、委員の先生方、いろいろとご意見があろうかと思うのですが、どこか

らでも結構ですが、いかがでしょうか。基本目標1は「気づきあい、思いやり、助けあいの意識を持った地域づくり」、基本目標2は「つながり、交流し、支えあう地域づくり」、基本3は「だれもが活躍し、元気と活力にあふれた地域づくり」、先ほど議論のあった「元気と活力」なのか「意欲」なのかというところがありますけれども、基本目標4は「健康で安心・安全な住みやすい地域づくり」というような4本立てになっていて、これは第2章のところで個別のそれぞれの政策についての現状と課題、そういったものが包摂される形で、この基本目標の中で読み込めるようになっていくのかなということが、私の印象でございます。

委員の先生方、この点についてはいかがでしょうか。先ほどの基本目標1あるいは3の表現の手直しの点も含めて、ご意見を賜ればと思います。

老人クラブ連合会の会長をされている貝沼委員、いかがでしょうか。もし何かご意見を賜ればと思うのですが。

(貝沼委員)

今の福祉の体制が、高齢化社会ですので、何と云っても、どう対応するかが大事だと思いますので、今計画されているものは皆うなずけるものでありますので、できれば実効性のある方向で進めていただきたいと思います。プランはいくらでもいいプランが立つと思いますけれども、やはり最終的には成果がどう出るかが鍵だと思いますので、課題が山積していますので、1年ではできないと思いますけれども、その辺はぜひお願いしたいと思います。

(青柳委員長)

ありがとうございました。どうですか、実効性ということに関して言えば、第2期の計画までの反省を含めて、事務局から、このように実効性があったと自分たちは考えているという点があれば、併せて今のお答えにさせていただければと思いますが、いかがでしょうか

(健康福祉課長)

第2期の計画については、毎年、地域福祉推進委員会で検証を行ってきました。やはり、貝沼委員からもお話があったように、実効性が重要という点についてですが、社会福祉協議会を中心としまして、地域の方々が主体的に活動に取り組んでいただけているということに関して、非常に積極的に取り組んでいただいている部分があります。この点に関しては、毎年、今まで計画された事業の実施状況を検証しながら、また新たな課題も加えながら、地域の実情に応じたニーズに対応するような形で地域の方々から取り組んでいただいているというところがあります。そういった地域の活動と、また、行政は行政で、制度や施策

で取り組み、毎年検証を行いながら、新たな課題も吸い上げ、取り組んでいきたいと思っております。

(青柳委員長)

ありがとうございました。はっきり言って、私などから見ると、先ほど少し「ござれやネット」の話などが出たようですけれども、ああいう取り組みに関して、北区は環境にも恵まれているし、住民や医師をはじめとする専門職の皆さんも一生懸命やっていたているのではないかと受け取っています。

ただ、貝沼委員がおっしゃるように、計画を作ることが目的なのではなくて、それを実施することが目的であるという意味で、引き続きということは、我々、肝に銘じておかなければいけないと思いました。ありがとうございました。

引き続き、いかがでしょうか。

曾我委員、いかがでしょうか。

(曾我委員)

ありがとうございます。目標なのですけれども、「元気と活力」とあります。これは先ほどおっしゃっていたように、私も高齢化になってきて、いつも元気でやっているつもりなのですけれども、子どもたちにも、うちの子どもたちは障がいの子どものたちなのですから、元気、元気でやりなさいとか言うのだけれども、やはり意欲がないと元気が出ないので、やはり「意欲」のほうがいいと思ったりいたしました。

(青柳委員長)

ありがとうございます。ほかにご意見いかがでしょうか。

(上村委員)

上村です。

33 ページ、基本目標3「だれもが活躍し、元気と活力にあふれた地域づくり」、この中で、1「地域福祉活動の人材を発掘・育成しよう」という項目なのですけれども、その中の四角に囲ってあるところなのですが、「高齢社会の中でも、元気で知識も経験も豊富な高齢な方もたくさんいらっしゃいます。そうした方々が地域の茶の間を拠点にし、役割を見出しながら活躍できるように」と書いてあります。地域の茶の間を拠点という形で限定した理由について聞かせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

(青柳委員長)

事務局からご説明をお願いしますでしょうか。

(健康福祉課長)

ご意見ありがとうございます。ここで地域の茶の間と限定した形で書かせていただきま

したが、上村委員のおっしゃるとおり、さまざまな場があると考えます。茶の間だけではないということで「など」を加えたいと思います。ありがとうございます。

(青柳委員長)

上村委員、今のご説明でよろしいでしょうか。

(上村委員)

ありがとうございます。やはりそのとおりで、私は早通ですけれども、例えば支え合いネットという活動をさせていただいていますけれども、その中で、今、25名の高齢者というか高齢者に近い部分がボランティアで活躍してくれています。そうしますと、本当に地域活動、人材を発掘・育成ということになると、茶の間だけではなくて、そういう、いろいろな人たちが集まってきて、高齢者も集まってきて、高齢者と言うか、集まってきて、やはりその中で、発掘・育成していくということの中では、茶の間だけではないだろうと思いますし、実際、先日、支え合いで依頼を受けた側の人、73歳の方でしたか、その方に私どもで困りごとを解決したのですけれども、その方が、逆に、私も今度ボランティアになりたいということで応募してくれたというか、ボランティア名簿に書いてくれました。そういう形で、発掘したり育成していく、勉強会を開きながらやってきたということと言うと、茶の間だけではなくていろいろなところで考えていかなければいけないのではないかという感じで質問してみました。分かりました。ありがとうございます。

(青柳委員長)

ありがとうございます。私からも少し余計なことをひと言申し上げると、涌井事務局長にいつもお願いして、また言っていると思って笑われるかもしれませんが、やはり地域の中で皆さんが集まれる場、あるいは皆さんが地域の福祉を語れる場という意味で考えると、社会福祉法人、要するに老人や障がい者の施設のほうに、やはり地域に目を向けていただいて、そういう集まれる場を提供してもらおうということ、社会福祉協議会を媒介にしながら広げていければと個人的にはずっと思っているものですから、そういう意味で、茶の間等という、その「等」の中にはそういうものが入っているのかなと思って、私は心の中でしめしめと思っておりました。ありがとうございます。

ほかに、この第3章についていかがでしょうか。

(上村委員)

35 ページです。基本方針2、区役所のところで、上から3行目です。2行目から読みますと、「地域住民等のボランティア団体が行うゴミ出しや買い物、電球交換」、次なのですけれども「ペットの世話」と入っています。次は「雪かき」になっていますけれども、このペットの世話というのは、今、四つの団体がこういう支援をやっていきますけれども、

この4団体とも、ペットの世話に丸は付けていない。ということはやっていないのです。ですから、これは無理な作文かなという気がして、ここは削ってもらったほうがいいのではないかという実情です。よろしく願いいたします。

(青柳委員長)

市内のほかの区における実施状況はどうなっていますか。もし、ほかがやっているようであれば、北区も将来的には取り組んでみたいという気持ちがあるのかと思って話を聞いていたのですけれども、いかがでしょうか。

(工藤委員)

北区支え合いのしくみづくり推進員の工藤です。上村委員からペットの世話のお話が出たのですけれども、新潟市でやっている「お互い様・新潟」という取組み、今、コロナ禍で活動を休止しているのですが、例えば旅行に出かける際に飼っている猫犬を預かってほしいというような形でペットの世話を رفتり、出かける間、散歩に連れて行ってほしいとか、そういった形で取り組んでいる団体が実施にございます。

(青柳委員長)

そういうところが実際に市内にあって、事業として、例えば厚生労働省なりが例示をあげているのであれば、将来的にそういうところを北区でもやってみようじゃないかということ、むしろこれは働きかけをしてもらいたいと思います。

今、工藤委員からそういうところもあるということであれば、新型コロナウイルス感染症が収まってからということになるのかもしれませんが、「こういうところもあるからやってみない?」、あるいは声掛けをする、あるいはそういう事例を紹介してみる、それは取り組んでいただいてもいいのではないかと思いますし、ペットを飼っておられる方にとっては非常に切実な問題でもあると思いますので、それが外で活動したりすることの妨げになったのでは意味がないと思いますので、おそらく上村委員、こういうことを将来的にいろいろなところでやってみようということでご反対ではないかと思うのですが、そういうことでよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

(上村委員)

ペットの世話は大変です。私たちもいろいろなことをやっていきたいと思っていますけれども、ペットの世話まで将来的にどうやって広げられるかということには自信がないです。むしろ、別なほうに持っていったほうがいいような気がします。

(青柳委員長)

これはおそらく、書いたから全部やるということではないと思います。そういうことを書いておくことによって、ああ、それなら自分たちで引き受けようというような団体が出

てこないか、あるいは先ほど工藤委員からご紹介があったような事例を、こういう事例もありますということ積極的に紹介していくというようなことに、むしろ、区でも取り組んでもらったほうがいいのではないかという意味で、書いてあるから全部やれという意味よりも、そういうものも含めて、かかわってもらう人を増やしていこうじゃないかという方向性で考えてみてもいいのではないかと、私は思ったのですが。

どうしても削らなくてはいけないでしょうか。上村委員、いかがでしょうか。私がお願いするのも変な話ですが。

(上村委員)

現実には、私たち、今、支え合いの仕事、作業をやって、依頼を受けてやっていますけれども、今委員長が言われたように、将来的なことも含めたり、こういうこともやっているということを、北区がこの形の中で打ち出しておくことについては、決して否定しません。

ただ、私たちのチラシなどには一切入れていませんし、活動の中で将来的にそういうことができ、人材発掘の中でそういうことが得意な人が出てくれば、また、その中に入れていけるかと思えます。それだけです。

(青柳委員長)

恐れ入ります。そういうニュアンスだということがきちんと伝わるように、ぜひ区のほうでもお願いしたいと思えます。

(曾我(美)委員)

うちのご近所さんがペットを飼っておりまして、旅行に行くときにはペットのお世話をかかりつけのお医者さんをお願いして行くと言っていました。そういうこともあります。

(青柳委員長)

お金の問題とかいろいろあるでしょうから。

(曾我(美)委員)

でも、ここができないというのであれば。

(青柳委員長)

私の女房も実を言うと獣医なものですから、そういうことを将来的には。

(曾我(美)委員)

あれば、安心して行けると思えます。

(青柳委員長)

事業としてやっていくということもあるかと思えます。

今のようなニュアンスで、一事例として、事例紹介ということで受け止めていただくということでここは整理させていただければと思えます。申し訳ございません。

ほかにございますでしょうか。

よろしければ、換気、その他の関係もありますので、ここで5分程度休憩を入れさせていただければと思います。私の時計が今41分になっていますので、14時46分から再開ということで休憩を入れさせていただきたいと存じます。お願いします。

(休憩)

(青柳委員長)

再開してもよろしいでしょうか。換気は済みましたでしょうか。事務局、よろしいですか。

(健康福祉課長)

大丈夫でございます。皆さん、着席をよろしくお願いします。

(青柳委員長)

再開いたします。最後に次期計画案第4章について、事務局からご説明をお願いいたします。

(社会福祉協議会事務局長補佐)

第4章地区別計画について説明いたします。北区社会福祉協議会、大野です。よろしくお願いします。資料は本日机上面にてお配りしました、右肩、資料4「令和2年度地域福祉座談会の開催状況について」をご覧くださいと思います。

開催目的です。令和2年度の地域福祉座談会は、平成30年度、令和元年度の地区別の課題と課題解決のための具体的な活動提案について、各地区ごとで意見を出し合い、その内容を次期地域福祉活動計画（素案）としてまとめることを目的に実施しました。北区健康福祉課との共同実施とし、冒頭に次期地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について説明をしております。

対象は、地区社会福祉協議会（コミュニティ協議会）としております。

開催時期は令和2年7月中旬から9月上旬に実施しており、座談会の構成としては、第1部と第2部の2部構成としました。第1部では、令和元年度地域福祉座談会の振り返りと地区別地域福祉活動計画の説明とし、令和元年度に話し合われた具体的な取組みの方向性を確認しました。第2部では、地区別地域福祉活動計画（素案）の協議として、地区別の課題と課題解決のための具体的な活動提案について意見集約を行い、地区別地域福祉活動計画の素案として取りまとめました。

実施方法につきましては、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、大人数で集まっての話し合いの実施については検討が必要な状況でありましたので、地域福祉座談会の開催前に、地区別に打ち合わせを行いました。打ち合わせでは、座談会の開催方法、日程、参集者について協議、決定を行い、開催方法は少人数の開催もしくは書面での意見集約のいずれかとししました。また、少人数での開催の場合は、全体で1時間から1時間半程度で実施することといたしております。

裏面をご覧ください。

各地区の開催状況についてまとめております。事前の打ち合わせ結果により、全地区とも少人数の開催にて実施しております。各地区の開催日時、会場、参集対象者、参加人数につきましては記載のとおりでございます。なお、濁川地区におきましては、座談会の開催に前後して、支え合いのしくみづくりに関する全世帯アンケート調査が実施されており、その結果を次期地域福祉活動計画に反映させることを目的に、追加の座談会、話し合いを10月27日（火）6名で実施しております。

地区別地域福祉活動計画（案）の確認につきましては、各地区の地域福祉座談会の結果により取りまとめた地区別地域福祉活動計画（案）を書面により地域福祉座談会の参加者へ送付し、実施しております。各地区の地区別地域福祉活動計画（案）につきましては、事前にお送りしております資料、本編の46ページから61ページに取りまとめております。それぞれ、A3見開きで各地区、取りまとめております。

代表して、松浜地区のところ、46ページ、47ページをご覧ください。

各地区ともに、まず地区全体の目標を設定していただきました。地区の現状と課題に即しました、今後、6年後の目指す姿と具体的な取組みの方向性を示しております。次年以降、各地区で具体的な取組みの方向性の実現に向け、それぞれで活動することとなります。また、計画の進捗状況を確認する検証方法も一番右に示していただいております。次年度以降は、この検証方法の場を地域福祉座談会の場とし、地区別の地域福祉活動計画を推進してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

（青柳委員長）

ありがとうございました。これについては、せっかく各コミュニティ協議会の委員の先生方がいらっしゃるのです、それぞれの地区の案について感想でも何でも結構ですからひと言ずつご発言いただけますでしょうか。

まず星野委員、いかがでしょうか。

（星野委員）

星野です。よろしくお願ひします。

先日、いろいろと会議をしまして、やはり福祉が一番大事なのではないかと思つたのです。私は民生委員もやっております、今回のこの新型コロナウイルス感染症で、だいぶ高齢者の方が、認知症になつたとか、ちょっとおかしくなつたとか、そういう話をよく聞くので、松浜にも福祉部を設けたいという話が出まして、各町内で、それを皆さんに広めていってやってもらえれば、また少し違ふのではないかと思います。

(青柳委員長)

こういう活動の延長線上に、今おっしゃるような展開も考えていけばいいかと思ひます。そういう取組みもまたしていただければいいかと思つて伺つておりました。

南浜の荒井委員はお休みですか。

(事務局)

荒井委員はお休みです。

(青柳委員長)

続きまして、濁川の峯村委員、お願いできますでしょうか。

(峯村委員)

濁川代表の峯村と申します。

濁川は2回開催されたということで、今、口頭で案内がありました。夏、8月に濁川地区全体に、支え合いのしくみづくりが中心となって住民向けでアンケートを行いました。その結果をここに少し反映させるために2回目の会議をさせていただき、これを決定したということになりました。住民の意見もここに直接入り込んでいったということになります。

(青柳委員長)

ありがとうございます。ご苦勞様でした。葛塚の松田委員はお休みなので、木崎の帆刈委員、ひと言いただけますでしょうか。

(帆刈委員)

コミュニティ木崎村の福祉部副部会長の帆刈と申します。

木崎地区では、今、見守りネットワークということで、地域でお互いに助け合おうということで、この春か夏ごろから、自治会長を中心として各自治会に見守り委員を専属に置きましょうということで、10月の集まりのときに、各自治会によっていろいろやり方はお任せしましょうという取組みをやっております。取組みをやる時期は、各自治会の新年度に合わせてやりましょうということで、今、各自治会で、自分のところではどのような見守りができるか、回覧板を置きに行くときにただ玄関に置いてこないで必ず手渡しにす

るとか、そういった、あまり背伸びをするとなかなか続かないものですので、まず簡単にできるところからやっつけていこうということで、今、取組みをやっております。

(青柳委員長)

ありがとうございました。ご苦労様です。続きまして、岡方地区の蒲澤委員、いらっしゃいますでしょうか。

(蒲澤委員)

岡方の蒲澤です。

岡方地区では、年2回、8月と2月に講座、サロン等をやっておりますが、8月は新型コロナウイルス感染症の関係で実施することができませんでした。一応、2月に予定しておりますが、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、やるという方向で現在は進めております。

(青柳委員長)

ありがとうございました。よろしく願いいたします。長浦地区の曾我委員はご欠席でしょうか。

(事務局)

欠席です。

(青柳委員長)

早通地区の上村委員、何かひと言、お願いします。

(上村委員)

早通地区なのですけれども、この地域の現状と課題があります。この現状と課題がやはり本当に認識、共有化して、それに基づいて、目指す姿、具体的な取組みの方向性ということで、このとおりだと思っていますので、これを推進していこうと思っています。

(青柳委員長)

ありがとうございました。ひとつおり各地区のご意見をいただいたようですが、今の第4章、それから全体も含めてで結構なのですが、まだご発言いただいていない委員の方にひと言ずつちょうだいできればと思います。岩名委員、出席されていますか。

(事務局)

欠席です。

(青柳委員長)

分かりました。民生委員児童委員連絡協議会副会長の佐藤正見委員から。

(佐藤(正)委員)

ご指名いただきまして、ありがとうございます。

濁川地区で民生委員の活動をし、区では副会長を命じられて今動いているのですけれども、今年は何と言ってもコロナ禍の中で民生委員活動が思うようにいきませんでしたので、福祉活動の停滞の足を引っ張っているのかと、そういう感じもしていますけれども。北区にはたまたま新型コロナウイルス感染症の人があまり大勢いませんので、感染が少ないので安心はしているのですけれども、新型コロナウイルス感染症で家にとじこもっている方がどういう気持ちで家にいて、私ももう 65 歳を過ぎて高齢の仲間に入ったのですけれども、たまたま外で仕事をしているから何とかやっつけられるので、何もなかったら本当に自分の健康寿命を縮めているのではないかと、そういう気がしますので、その辺を、今日の計画には盛り込めないでしょうけれども、新型コロナウイルス感染症がいつまで続きか分からないので、そういう対策も今後発信していったほうがいいのではないかと思います。

(青柳委員長)

ありがとうございました。最後になりましたが、斉藤委員、全体をご覧いただいて、何かご意見をちょうだいできますでしょうか。

(斉藤委員)

早通地区の斉藤といいます。民生委員の会長をやっております。

早通地区の福祉の計画については、コミュニティによって、福祉部が中心になってやっております。そのほかに民生委員の方々も全部参加して、年1回、ここに書いてあるように地域福祉座談会を開催しながら福祉計画を計画しているということで、非常に福祉全般にわたって1年の計画盛りだくさんにやっております。こういう計画の座談会をとおして検討された課題とか、それについて、このまま実行していきたいと考えております。

(青柳委員長)

ありがとうございました。ひととおり、全員の方にひと言ずつはご意見、ご発言をいただいたと思いますが、全体をつうじて何か、このことだけは聞いておかなければとか、もっと言うとおかなければといったようなご意見がおありでしたら、遠慮なくご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

(上村委員)

31 ページの、先ほど話にありました基本目標の件ですけれども、北区から送られてきた次期計画基本理念及び基本目標冊子の章立てについてというものが送られてきました。その中で、松田副委員長から前回提案があった形の中で、変更しますという形になっています。今回、見ますと、その中で変更になっているというか元に戻っているということなのだと思っておりますけれども、その辺をもう少し詳しく、どうしてそうなったのか、3者、4者で話をして決まったという話もありましたが、その辺をもう少し詳しくお聞かせいただ

きたいと思います。

(青柳委員長)

課長から、何かご発言いただけますか。

(健康福祉課長)

本日の推進委員会の前に打ち合わせはさせていただいておりますが、決めたわけではございませんので、本日皆様方からご意見をいただいて、その上で決めるということにさせてもらっておりましたので、これは「元気と活力」という前の状態で皆様方にお示しさせていただいております。皆様が「意欲」ということでご賛同いただいているようでしたら変更させていただきます。反対でなければ「意欲」という文言に変えさせていただければと思っております。

(青柳委員長)

ありがとうございます。いくら松田副委員長と私が入ったからといって、少数の人間だけで決めて、勝手に「こうなっちゃいました」というよりは、原案に対してこういう意見もあって修正してはいかがでしょうかと皆さんにお諮りしたという手続き論かと思っておりますので、もしその点についてご疑問、ご異論がなければ、そのようにさせていただければと思います。

先ほど「意欲」でいいのではないかというご意見もいただけたようですのでそのように進めさせていただければと思いますが、上村委員、今の点でよろしいでしょうか。

(上村委員)

結構でございます。ただ、ここに決めたと書いてあるので、変更しますと書いてあるので、変更しますとなっているのになぜなのだろうと、よく分からないという気持ちが実際あります。

(青柳委員長)

申し訳ございませんでした。

ほかに、全体について結構ですが、ご意見をいただけるようでしたら遠慮なくお願いします。よろしいでしょうか。

(斉藤委員)

私も同じような意見なのですけれども、今日お配りされました資料3の説明の中で、資料3「北区全体計画」の一覧表ですけれども、青色の基本目標が1から4まであります。例えば一番下の4の「健康で安心・安全な住みやすい地域づくり」、右のほうに基本方針で1「健康づくりへの意識啓発と実践を進めよう」、2「みんなで防災・防犯の体制をつくり、実効性のある取り組みを進めよう」と青色になっているのですけれども、前にいた

だいた資料の中で、例えば 41 ページをご覧になっていただきたいのです。上から 2 行目の基本方針「○健康づくりの意識を高め、みんなで実践を進めよう」と前にあったのですが、これは表現が変わったということなのでしょうか。

もう一つ、裏にいきまして 43 ページの基本方針 2 「○地域の防災・防犯体制づくりに参加し、実効性のある取組みを進めよう」と書いてあったのですが、これも今日の説明の A 3 版では、「みんなで防災・防犯の体制をつくり、実効性のある取組みを進めよう」。少し文言が変わっているのですが、それを説明いただきたいのです。

(健康福祉課長)

大変申し訳ございませんでした。本編のほうの取組み目標が違っておりました。本日お配りしました資料 3 と 33 ページ、これが間違っています。恐れ入りますが、訂正をさせていただきます。

大変申し訳ありませんでした。

(青柳委員長)

上村委員と斉藤委員に気づいていただいて、私も見逃していて、委員長として大変なので、申し訳ございません。

今、課長から説明があったように、33 ページまでの表現、今日の資料 3 の表現が誤りなので訂正するということをご了解を賜ればと思います。よろしいでしょうか。

(斉藤委員)

はい。

(健康福祉課長)

大変ありがとうございました。申し訳ありませんでした。

(青柳委員長)

時間もだいたい予定の時間になってきたかと思いますので、特に意見がないようであれば、議論についてはまとめさせていただき、私から総括ということで、まず反省でございまして、ただいまご指摘のあったところについては私も気がつきませんでしたので、両委員からご指摘をいただいて大変ありがとうございました。

今回の計画、冒頭にも申し上げましたように、法律改正になってから初めての地域福祉計画という意味で、従来とはまた意味合いも違ってきてまいります。また、福祉についての包括的な計画としての性格づけという意味でも、新しい第一歩ということになるかと思えます。これは、新型コロナウイルス感染症のこういう難しい状況の中での第一歩になるということも、少し残念な気持ちがございます。

しかしながら、先ほどもご意見の中にございましたように、作ることが目的ではなくて、

作った計画を実施していくことが目的だということがこの計画の一番大事な胆でございます。その意味では、本日いただきました意見を踏まえて、また事務局、健康福祉課、北区社会福祉協議会にもご努力いただいて、また、我々も、地域の人間としてこれをバックアップするという気持ちで、地域福祉計画が実効性のあるものとして機能していくように心がけてまいりたいと思っております。

本日いただきました意見でだいたい集約できたかと思いますが、細かい点については委員長私と松田副委員長、事務局にご一任いただきながら、何かあるのであればまた先生方にもご報告するというにさせていただきます、最終案の作成に結びつけてまいりたいと思います。できあがりしました最終案は、議会へもご報告しなければなりませんし、また、パブリックコメントということでさらに広く住民の皆さんからご意見をいただくという手続きにもなっております。そういうことで進めさせていただきたいと存じます。

最後に事務局から何かご説明がございますでしょうか。

(健康福祉課長)

本日は皆様方、本当にお忙しい中、たくさんのご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。資料作成につきましては、不手際がございまして本当に申し訳ありませんでした。両委員からのご指摘、本当にありがとうございました。しっかりとこちらは訂正させていただきたいと思っております。

本日いただきました意見について、春先、書面決議という形で皆さんにもお送りさせていただきましたが、今回も、いただいた意見を一覧表のような形にして、皆様方が一目で分かるような形で、後ほどお送りさせていただこうと思っております。

本当に本日はいろいろなご意見を聞かせていただきまして、感謝申し上げます。ありがとうございました。

事務局からの連絡ということで、もう少しお話させていただきます。

今後のスケジュールですが、先ほど委員長からもお話がございましたが、来月 12 月 15 日でございますが、本日皆様方からいただいた意見を取り入れさせていただいてまとめたものを、最終案という形で議会で報告をさせていただきます。そののちでございますが、12 月 21 日から翌年 1 月 19 日までパブリックコメントということで、本日は皆様からご意見をいただきましたけれども、もっと広く市民の皆様方からご意見をいただくパブリックコメントを実施いたします。そのいただいたご意見を基にこちらの計画の修正をさせていただきながら、次回でございますが、年を明けまして 2 月 10 日（水）の午後からでございますが、最終案ということでお示しさせていただきながら、またご意見をちょうだいさせていただければと思っております。次回は 2 月 10 日ということでございますので、

新しい新庁舎の3階が会場となりますので、皆様方、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。本日は本当にありがとうございました。委員長、ありがとうございました。

(司 会)

青柳委員長、東京からのリモート、大変ありがとうございました。皆様も長時間にわたり、大変ありがとうございました。これをもちまして、第2回北区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会を終了いたします。皆様、大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。